

2019年6月25日：令和元年6月定例会 文教厚生常任委員会

午前十時四分 開議

○古賀陽三委員長＝それでは、ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○藤木委員＝本日、最終バッターになりました自民党会派の藤木卓一郎であります。かつて「花の文厚」と申しまして、二日間、実質審議をいたしましたし、あるときには本当に九時、十時まで委員会の審議を行っていた往時をしのびながら、なるべく短くではありますが、しっかりと県政の発展に資するような、そんな審議ができればというふうに思っております。気持ちを込めて、重粒子線がん治療センター、治療施設サガハイマツについてお伺いしたいと思っております。

県が推進役となって開設されました九州国際重粒子線がん治療センター、いわゆるサガハイマツにおいて提供されている重粒子線治療においては、昨年四月に前立腺がんと頭頸部腫瘍への治療が公的医療保険に適用されたところであり、重粒子線治療を待ち望む県民にとりましては、大変な朗報でありまして、来年度の診療報酬改定においては、肺、肝臓、膵臓と、その他の部位についても公的医療保険の適用となることを切に願っております。

一方、昨年四月の保険適用におきましては、サガハイマツの治療患者数の六割超を占める、約七割、前立腺がんの診療報酬が先進医療として実施していた際の技術料三百四十四万円、約半分、百六十万円となったことによりまして、大きな改定であります。半額になったということですね。治療を提供する施設の経営にとっては、より多くの患者を受け入れることが求められる大変厳しい外部環境になったと聞いております。

その反面では、三百四十四万円の先進医療が保険適用ということになり、国民健康保険で約三割、そして高額医療助成等を入れれば十万円前後するところで十万円を切る金額でこのサガハイマツにおいて治療することができる環境になったという意味においては、知事初めとして本県厚生部、職員皆様、県議会もひっくり返して我々の願いがかなっているということは大変御同慶の至りにたえないところであり、すばらしい政治上の成果、効果であると思っております。

そうした中で、平成三十年の診療患者数は九百五十八人と、対前年度比一五三％と、治療された患者数が大幅に増加いたしており、急増した患者の治療に一丸となって対応された中川原理事長を初めとするサガハイマツの関係者には心より敬意を表したいと思います。

診療報酬が約半分になったんだから、当然、経営を安定させるためには、その約倍の人間を治療せなならないということなんでしょうけれども、これは大きな大きな激震であります。これに比べて、六百名前後だったものが九百五十八名と、大幅な増を急激に治療していただいたということで、本当に関係者の御努力には心から敬意を表するものであります。

また、今後、公的医療保険の適用範囲が拡大すれば、さらに治療患者数が増加することが予想され、増加する患者に対応して安定的に重粒子線治療を提供するためには、治療に携わる放射線治療専門医及び診療放射線技士の確保が大変重要だということがわかります。特に、放射線治療専門医は全国的に不足している状況であると聞いており、今後、想定される治療患者数の増加に対して、放射線治療専門医等が不足する事態とならないように、適宜対処していかねばならないと、そういうような使命を、今帯びているのがサガハイマツの現状であります。

今後、さらなる公的医療保険の適用拡大が期待されますが、前立腺がん同様の診療報酬額が設定されれば、資金面と医療従事者の確保の両面においてサガハイマツの安定的な運営に支障を来すおそれがあると危惧をいたしております。

そこで、次の点についてお伺いします。

一番、佐賀国際重粒子線がん治療財団の収支の状況と今後の見通しについてお伺いします。

一つ、平成二十九年度の決算についてはどうなっているのかお伺いしたいと思っております。

○藤木委員＝僕のもらった資料とちょっと少しそごがあるようですけれども、平成二十九年度において、経常収益から経常費用を引いて、医業による収益はどうだったかということについてお伺いいたします。

○藤木委員＝じゃ、わかりました。ということは、医業収益はとりあえず、いずれにしてもマイナス約三億円の赤字だということになります。その三億円の赤字はどうやって黒字に転換しているかというと、私たちが善意によって集めた寄附であるとか、また、SPC等が財団に対する寄附であったり、補助金であったり、有志であったり、そういうようなことを食いつぶしながら、とりあえず医業収益の赤字をカバーしながら、経営が安定しているということです。問題は、いずれにしてもその将来にわたっていくと、この財団に対する寄附、補助金というようなものについては、いつかは枯渇していくというようなことは明らかであります。

そういう状況の中で、改めて平成三十年度の決算見込みがどうなっているのかお伺いします。

○藤木委員＝それでは、今後の収支の見通しがどうなっているのかということをお伺いします。

○藤木委員＝執行部のほうからいただいたこの収支計画を見て、平成二十九年度分まで含めると、医業収益が毎年三億円、令和元年には五億円の赤字、令和二年には四億九千万円の赤字、令和三年には三・一億円の赤字と、赤字基調であり続けたし、令和三年まで赤字基調であるということです。

しかし、この赤字基調が五億円、四・九億円、三・一億円の赤字で済んでいるその根拠になっているものは、今まで私たちが日常的に重粒子線がん治療センターサガハイマットの治療の実績が平成二十九年度六百二十六人だったわけですけれども、何と令和三年の三・一億円の赤字に至るまでの間、六百二十六人だったものが、平成三十年に九百五十八人、約一五〇%、一・五倍、それから令和元年、ことしは千人、令和二年には千二百人、令和三年には千三百人、令和四年で千三百五十人という、現行体制において、この治療実績を目標としていること自体が、サガハイマットとして必死こいて一・五倍の治療実績をつくったこと、三百十四万円が百六十万円になったという衝撃が何としても九百五十八人まで頑張ったけれども、医業収益における黒字基調に乗せるための彼らの方針は、何と平成二十九年ベースから考えて五年で約倍、千三百五十人までふやすことが前提で医業収益を三千万円の赤字にするという現行の計画を立ててくれています。

志においてはよしとし、その平成三十年はマイナス三・二億円の赤字程度で済むにしても、九百五十八人までふやした彼らの努力は本当に大変なものだったんだろうというふうに思うが、それから四年たって、さらに二十九年ベースで二倍の千三百五十人にしなければ黒字基調にならない、医業収益上、黒字基調にならない構造的な赤字体質を抱えている病院だということをもっと我々は理解していく必要があるということでもあります。

そういう中であって、何とか、やっぱり無理が通れば道理が引っ込むわけで、過剰な期待と、この過剰な期待の背景には、肺でも脾臓でもほかのハイマットが適用しているがんの部位の全てにおいて保険が適用される。高額医療助成等あれば、十万円前後とする金額で手術をしなくていい、入院をしなくていい、治療実績は手術同等以上なのかもしれない。そういうものが十万円前後で、高額医療助成だから、後から返ってくる。キャッシュはそれなりに払わなきゃいけないかもしれないけど、総トータル的に言うと十万円、年収の少ない人にとっては七、八万円、もっと下がるのかもしれない。そんなことでこのサガハイマットをみんなが見ることになれば、もう手術はハイマットに放射線治療に置きかわっていきます。入院して痛い思いをして騒動するのではなくて、通院で治れるんだったらそれがいいと皆が思うに決まっています。

それにしても、受け入れるキャパもありますね。それが、何と頑張っけて千三百五十人までする、そして黒字基調にするというのは、やっぱり常識的に考えてみて、やっぱり過剰な運営というか、過大な期待に対して応えんとする彼らの、言っちゃなんだけど、非常に不安定な計画というふうに私はどうしても思っています。

そういう中であって、そもそもの原因は何かというたら、この診療報酬が何と三百十四万円から百六十万円に激減する、半額になるということが前提になっております。通常、がんの手術ということになれば、大体どれぐらいになるのかわかりませんが—野田医療統括監が目の前におられますから、ちょっとお伺いしますけれども、がんの手術というのは、手術代というのはどれぐらいかかるもんですかね。

○藤木委員＝じゃ、あんまりかわらないということですね。

それにしても、手術の場合は手術料、手術費用というんですかね、技術料ということもあるんでしょうけれども、こっちはサガハイマットそのものを抱えていますからね。いずれにしても、サガハイマットの運営をしていくに当たって、三百十四万円が百六十万円になる、そういうことで千三百五十人、約倍の治療をせんことには黒字基調にならないという状況は、やはり本来的に今の診療報酬額そのものがもうちょっと、やっぱり通院で何回か、十回ぐらい行けば治るといような話であれば、患者の負担も少ないし、親戚、周り身内の人たちもお見舞いだなんだと騒動ということもないわけだから、そういう意味においてはもうちょっと先進医療技術というものは高額であってもいいんじゃないかなるか。診療報酬額が百六十万円にするというのは行き過ぎた診療報酬の改定、我々にとっては都合がいいのかもしれないけれども、経営とのバランス等を考えれば、さてさてどうだろうというふうに思うわけです。

そういう意味において言うと、この診療報酬額の引き上げということについてやっぱりお伺いしなければなりません。診療報酬額に相当する、いわゆる一人当たりの治療費がどれくらいであれば事業収支が黒字になるのか、まずお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝要するに、三百十四万円は安定的な経営に資する、つまり患者からいただいた診療報酬でもって黒字基調で運営させていくためには、とんとんでも二百六十三万円前後が必要だということになっています。これの三割、つまり、三割ということであれば三分の一ですから、三、八、二十四、三、九、二十七、九十万円というようなことになります。三百十四万円だったものが、九十万円、あかなしかということになります。これでとんとんというようなことを、どの値段に設定するのは国が判断します。しかし、国の判断は、我々治療する患者、なくなってしまうと、もう元も子もありません。経営が破綻してしまえば、もう元も子もありません。

機械が老朽化して使えなくなったら、更新するお金はありませんしということであって、例えば、一号機、二号機、三号機とあったとしても、順次一号機から廃止していく。これは経営上、赤字基調であり続けて、もう何ともならんのでということであれば、結果的にそうなります。経営が安定し続ければ、この財産は残ります。そして、未来永劫、私たちががん対策の重要な柱として生き続けることができるということになります。その重要なところは人が判断しています。人とは誰か。厚生労働省を中心とした世界であります。

それに対してハイマットを利用する、また利用している私たち、また利用する見込みのある私たちにとってみれば、この経営の安定に資するために佐賀県を代表して厚生労働省に、診療報酬の引き下げ、逆に言うと、引き上げですね。診療報酬の改定に対して、国の要望、国に対して私たちも要望していく必要があるかと私は思っています。

来年度の診療報酬の改定に当たっては、国に対し、診療報酬の引き上げを働きかける必要があると私は考えますが、今月七日に、国に要望に行ったと聞いておりますけれども、具体的に、政府の要望はどのようなことについてお話をされたのか、その要望の内容等についてお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝これは、佐賀県としても室長お話しいただいたように、持続的に運営をされていくこと、経営は安定化されていかなければならないこと、安定化された経営が持続的に私たちの治療効果を発揮し続けるために持続的に存在し続けること、これが私たちにとっての至上命題でございますので、この適正な経営相当の必要とされる所要額に対して、適正水準の診療報酬額、それが幾らという

ことではないですけれども、要望、陳情等については強めて、そして永続的な要望等を行っていただきたいというふうに思っています。

次に、我々は委員会でこういうことをたまに質疑している程度ですけれども、毎日がんと闘い、佐賀県もがん対策室なんて、室ができるほどに佐賀県はがんと正面から向き合っています。県執行部も一生懸命努力をされています。何より、今、独立行政法人好生館を初めとして、佐賀大学附属病院もそうでしょうし、いろんな医療の現場でがんと向き合って闘いながら、勝ち、そして負ける。生き残る者もいれば、亡くなってしまう残念な方たち、その手術を前に不安におびえて、今現実に治療の途中で頑張っておられる多くの佐賀県民がいることを私たちは忘れてはなりません。

そして、その人たちにとってみて、二百万円未満の収入しかない人たちが佐賀県内にどれぐらいいるのでしょうか。私たちの所得水準は、正直言って、全国の中でも下から数えて何番目、大変貧しい国民所得の県であります。その人たちが今、サガハイマツトにおいて先進医療特約という保険を利用できない人たちもいるわけだから、その治療を受けることができずに手術という形で、体に大きな負担を与えることを覚悟して闘っている現場もあるわけですね。そういう状況の中で、このサガハイマツトが保険適用になって手が届くところまで来たら、それはそうです。その人たちに対する福音というのですか、これを未来永劫、確保していくためにも、何としてでもこの診療報酬改定金額百六十万円を何とかせよなんらということもそうでしょうけれども、そういうことがまかり通らなかった場合、次善の策として、私たち佐賀県としてもこの永続的な経営を担保するための努力、決意、覚悟等が必要になってくるんだらうというふうに私は思っています。

そこで、この点における三番目の質問、公費による赤字補填についてということであります。

診療報酬額の引き上げがなされない場合、サガハイマツトで安定的に重粒子線がん治療を提供していくためには、政策医療として赤字部分を公的に補助することも必要ではないか。九州各県や全国から患者が来ている状況を踏まえれば、本県はもちろん、国や九州各県にも負担を求めることも必要と考えるが、どうかということであります。健康福祉部長にお伺いします。

○藤木委員＝基本的に、部長の答弁について、その答弁に大きく異論を差し挟むつもりもありません。とりえず何とか今、貯金もあるし、食い潰せる貯金が、しばらくの間ありそうであります。ただ、現実に我々が理解しておかなきゃなんのは、三千万円の黒字をもたらすに当たって、千三百五十人の客をとろうという、患者を治療しようとするその心意気や、よしという財団側、施設側の思いということでもあります。

このままの三・三億円の赤字、五億円の赤字というのが、ずっと恒常的に続いてまいりました。でも、このままで本当によいのかというようなこと、いつか我々が寄附したものは、いずれにしても繰り入れを続ければ当然なくなってしまうわけでございます。

そこで、前、県議会でもそうですね、文教厚生常任委員会及び決算特別委員会の基本的な議題とは何か、これは県立病院好生館の赤字問題でありました。そこで、県議会文教厚生委員会のメンバーが、好生館の赤字基調の経営に対してさまざまな政策提言、いろんな質疑をしてきた労力、膨大なものがあります。それを今、独法化することによって事態の解決をしたと思いきや、そうではありません。独法化したから黒字になったわけじゃなくて、独法化したことによって経営を再建する経営者側の努力があったからであります。それを自由にしたということです。

それでも、私たちは政策医療として数億円のお金を投資し続けて、今経営が安定している。借金も払っているけれども、貯金もあるという落ちついた、かつての旧県立病院好生館、独立行政法人佐賀メディカルセンター好生館の今があるわけでございます。

このサガハイマツトも他県に比べて、我々は二十八億三千二百万円、福岡県は約六億円、鳥栖市は四億四千三百万円と突出して、私たちはこの建設に対し、設置者、設立者、独法の好生館と同じような位置づけでもってこの設立者となって旗を振って今日あるわけです。

一方の好生館は、経営の努力と独法化と政策医療と三点セットでもって黒字基調というか、経営は安定しています。そのことの受益は、私たちが受けています。

このサガハイマツトに対する期待。いよいよ、がんになったという話ですね。僕の周りにステージ

フォーの前立腺がんの人がおられて、もう亡くなるのかというような状況でした。しかし、サガハイマツはこの方を救うことができました。皆がひとしくそうだということではないでしょうけれども、事実、ステージフォーの患者が、その治療の成果が上がって死地から救い出すことができた、この治療施設のすばらしさ。それを先駆的な営みとして頑張ってきた私たち。これを支える決意、将来にわたって、今この瞬間にどうこうということではないでしょうけれども、実際に九百五十八人、よく頑張りましたという話が、たった三、四年の間に、さらに四百人ふやそうという計画自体、そこまで無理をさせないかぬのかということに対して、私たちは幾ばくかなりとも、その政策医療という観点に立って、他県に先駆けてサガハイマツの経営安定のために努力していくというものは、設立者としての将来にわたっての責務かと私は思っています。

多額な費用を要する決意を、決断を健康福祉部長に求めるのは酷です。ということではあるけれども、私自身が今お尋ねしたことについて、将来的展望として、この計画の是非という言い方をすると財団に対して大変失礼ですけれども、適正な計画の中にある私たちの援助等をひっくるめて、県側のそういう検討を、将来にわたる検討をしていくということをしてひっくるめて、もう一度、部長にその答弁を求めていきたいと思えます。

○藤木委員＝そうですね、財団の役員の名簿の中にも、副知事が理事であったり、非常勤とは言いながらも副知事、または健康福祉部長等も理事の中に入っておられるし、財団の評議員ということについては、佐賀県の山口祥義知事も評議員の議長として関係者の中に大変重要な役割としてここにおられることも踏まえた上で、無理のない、頼むときには頼まば、ない袖は振れないわけですから、無理のない計画、そして、その無理のない計画の中で事故なき経営、無理のない経営の中には新たにこれをしっかりと支えていく、支え手になる覚悟と決意を誰かがやはり持たないかぬ。そのときに国なのか、また本県なのか、または鳥栖市を初めとする周辺自治体なのか、そういうこといろいろあるうかと思うけれども、誰かがこれを支える決意と覚悟をしっかりと持って、この経営が安定的に持続的になされていくことを担保するための、そういう思いみたいなことは早々その十年後、二十年後の話じゃないですね。この計画が規定しているものは、令和四年の間に千三百五十人ですからね。きょうあすの話ではないとしても、しっかりとこのことについて理事会及び財団側とゆっくり話をしながら、この現行計画について関与していただきたいと思っています。

改めてこのことについては、また一般質問等でも話もさせていただきますので、そこに公費による赤字補填、政策医療の展開ということについては、また別の機会に話をさせていただきます。

続けますけれども、今の話が、財団側の計画ということですが、財団が、この治療のサガハイマツというものが、お金があれば足りるのかと。もちろん大人が何かしようとすればお金が必要になります。私たち大人が何か社会的にしようとすると、行為をなすと、必ずお金が必要になってくる。だから、お金が一番重要です。しかし、お金があっても、千三百五十人を担保しているのは何か。お金以上に人です。人がいるのかよという話です。一五〇%ですから、同じ人間で一五〇%やるとすれば一・五倍働くしかないわけです。同じ陣容で千三百人を確保しようとすると、全員が二倍働くしかないんです。医療技術者がとすべきでしょうか。

そういう意味において、どこにでも放射線治療をする技師ないしは医者が普通にいれば、また呼んでくるからいいですよということで、人の手当て等については深く考えなくてもいいのかもしれない。しかし、そうは問屋が卸さない状態になっているのが、この放射線科医の世界だそうです。

それでは四番目、放射線治療専門医及び診療放射線技師の状況についてです。

放射線治療専門医及び診療放射線技師の人数について、全国、九州、佐賀県にそれぞれ医師ないしは技師がどれくらいいるのかをお伺いします。

○藤木委員＝全国に千二百三十二名、九州に百二十三名、佐賀県には十名と。それでは、サガハイマツには何名ということになるのでしょうか。

○藤木委員＝要するに県内には十名しかいないと。お話によると、がん医療連携というか、がんの拠

点病院に放射線科があって、そこに必ず配置しなければならないということになると、佐賀大学医学部附属病院、好生館、そして嬉野医療センターで三つ。あとは唐津日赤に一名ということになって、全部で十名と。もうきつぎの十名ということになります。かわりはいません。サガハイマットが一名欠員になったから、じゃ、好生館のほうから来てくださいと言われても、そういうことができない十名がしっかり張りついている。

その千二百三十二名ということについて、これは医療統括監にお伺いします。九州に百二十三名ということ、このインパクトについてお伺いします。

これは基本的に、世の中が不足している、不足しているということを言っているから私も不足しているんだろうと思って質疑しているわけですが、千二百三十二名という数字の評価、どの程度に多いのか少ないのか。佐賀県の十名は明らかに少ないです。一人も余分がないということで、誰か休まれた場合、千三百五十人どころか、九百五十人もままならない話ですね。六人でやっているわけだから。その点についてお伺いします。どのような数、どのような評価なんでしょうか。

○藤木委員＝そのまま医療の話をするので、野田医療統括監にお伺いいたします。

千二百三十二名というのは、適正数、充足感があるとまでいうんじゃないんでしょうけれども、千二百三十二名は大体どれくらい国内にあれば、まあまあ充足数というか、足りているなという感じを抱ける、そういう目標という数字が大体おわかりですか。

○藤木委員＝じゃ、少ない少ないと言っているだけで、どれくらい少ないかの実際についてははっきりしないということでもいいですか。

○藤木委員＝それでは、改めて医療統括監並びに健康福祉部長にお伺いいたしますが、調べてください。

今、もしくは将来的に、例えば二年後、三年後、今の重粒子線がん治療センターが国民健康保険に転換されるにしたがって、気軽な施設になるわけですから、患者数がふえるわけです。だからといって、鳥栖のサガハイマットは六人しかいないわけだから、二倍お客さんをとれば、二倍働く必要性が出てきます。そんなことが現実的に可能なのか。

または、実際的に千二百三十二人の中で、九州ではその十分の一の百二十三人がいて、佐賀県には十名。代替可能ではないと。代替要員がないという状況の中での現行の計画ですから、大体どれくらいの不足数であって、定年退職もあれば、急遽やめなければならない場合だってあるだろうし、人の手当てはすごく大切なところです。

まず、目標が何人ぐらいいる必要性があって、この何人をふやすためにはどうすればいいという要望の仕方に転換していかなきゃならんという意味においては、ざっくりと何となく少なごたっですもんねでは、我々としても安心することはできません。

だから、そこは改めて質問しませんが、今後、厚生労働省を通じて、大体どれくらいが不足数なのかというようなことを、どういうふうな形で人をふやしていこうとされているのかということについて、しっかりと要望もし、ないしは計画等があれば、我々議会に対してもお示しいただきたいというふうに思っています。

そしてもう一つ、先ほどの計画、千三百五十人、十名中六名がサガハイマットだと。その十名が佐賀県内にしかいない。九州に百二十三名、全国に千二百三十二名。この千三百五十名を令和四年に実現していくに当たって、現行の人数で対応が可能かどうか。どのような人事体制を持っておられるのかということについてまで理解しているのか。理解しているとすれば、その計画等があれば教えていただきたいと思います。

○藤木委員＝参考までというか、きちんと質疑として聞きますが、その二名の増員の確保ということについては、どのような見解を持っておられるのかということです。

○藤木委員＝ということなので、お金の手当もそうですが、人の手当というものがあって初めてお金が生きていくわけでありまして、現実的にこれだけ今不足している佐賀県内において、九州においてこれだけ不足している現況で、これを回していくというのはそもそも無理な話であります。とりあえず欠員は絶対にあり得ない。「産休でとりあえず私は」なんていうことは絶対的に言えないような状況になっているのかもわからないということを考えると、この人の手当てということに対しても、経営の一翼を担う人材の確保という観点についてはしっかりとその推移を見守っていただきたいというふうに思います。

そして五番目、そのことを踏まえて改めてお伺いしますが、今後、公的医療保険の適用拡大による治療患者数のさらなる増加に対応して、安定的に重粒子線治療を提供するに当たっては、治療に従事する放射線治療専門医を確保するために県としてどのような対策を講じる必要があると考えているのか。

そしてあわせて、今後もサガハイマツトが安定的に治療提供できるよう県はどのように取り組むのかということについて、川久保部長にお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝これはもう最後に私からの要望でございます。見解でございますが、かつて、今もそうなんだと思うけれども、小児科医とか産科医が少ない時代の佐賀県、殊のほか少ない、緊急事態的に少ない時代だって佐賀県にはあったわけでありまして、佐賀県はそのときに公的に人材の育成に乗り込もうというような議論もしておったような気がします。

この経営の安定に本当に期待している、この施設自体に期待する佐賀県民は、これからどんどん大きくなってきます。加速度的にふえていきます。治療の実績が地域社会にまで浸透してきてまして、このことが保険適用で大体高額医療助成等で十万円前後でなんていうことが社会の中でよく理解されるに従って、この施設に対する期待感はいよいよ大きくなってきます。

しかし、これを支えるお金ないしは人ということについては、詳しいことはわからなくても私たちはわかっています。もちろん、財団が経営しているということも十二分に理解はしています。しかし、人の手当て、お金の対応ができないということであれば、放射線科医を佐賀県独自の予算の中で政策医療費という、お金ではなくて、政策医療という観点に立った人材の確保というようなことで、佐賀県のお金で独自に人を育て、そこに派遣する、佐遣するとも言うべきか。そういうことも私たちの期待、本当に将来を期待されるこの施設の運営のために、人の手当てとして、そういうことも私たちは政策の判断の一つとして考えておく必要があるかと思っておりますので、その点も心にしっかりととめておいていただきたいと思っております。

次に、最後になります、教員の働き方改革についてということであります。

僕も今の仕事をしていて、日常多くの人たちとお話をさせていただく政務調査活動というものをしています。そのことで、忙しい話で二点お伺いします。

二月定例県議会で独立行政法人佐賀メディカル好生館の看護師の話をお伺いして委員会でも質疑をさせていただきました。

そこで、看護師さんたちが大変忙しい。看護師長級の人たちも大変忙しい。余りに忙しいので、看護師さんのお父さんや旦那さんですね、またはそこのお父さん、お母さんたちがもう大変忙しい、忙しいというふうに言って、そのことを強く僕の前で、うちの嫁は全然帰ってこない、看護師は帰ってこない、看護師長は全然帰ってこないというような話が一方あっておりました。この事態は解決をしたようであります。

もちろん監督官庁というか、労働基準監督署が中に入ったということ。マスコミを通じてこの問題が顕在化したということ。そのことで、議会等からの働きかけも強くあったということ。ということでもって、この残業の話、看護師さん、また看護師長さんたちの多忙化対策というのは事の成就を図られたようであります。政策課題から一つ消えたと。政策課題から一つ除去しても構わない状況に今なっているようであります。

しかし、そのもう一方で、きょうは教員の働き方改革ということについてお伺いするわけなんですけれども、うちの嫁は帰ってこない、うちの旦那は帰ってこない。教職員の、特に中学校の教職員に

まつわる話としても、もう一方でお伺いしていました。

特に、中学校の部活動、バレーボールであるとかバスケットボールであるとか新体操であるとか、たまさか僕が接する人たちがそうだったということでしかないわけだけれども、野球だってそうだと思うし、いろんなところの部活の、特に女性が監督をしている、顧問を務めていらっしゃる、熱心に努力をされている人。その方は、家に帰れば母であり、妻であり、そして嫁である。おじいちゃん、おばあちゃんの介護の必要性だってあるだろう。子ども・子育ての大きな一翼どころか、主翼を担わなければならない立ち位置にあったろう。夫にとってみれば妻としての役割も果たさなければならない。

そのような状況の中で、中学校の部活動の顧問の先生は社会的使命を十二分に感じながら、精いっぱい学校教育の一環としての努力をされ続けてきた今日、本当にそれでいいのかということをお伺い、特に二月、三月、政治活動、フル活動で、三月二十九日から選挙活動ということで多くの人たちの声なき声を聞きましたけれども、特に教職員の多忙化対策についてお話をいただくことが多かった。看護師さんの話は聞かなくなった。というようなことで、やっぱりこの問題の解決なくして先に進めることができません。

教員の働き方改革についてということをお話をさせていただきますが、前語りを語る時間ありませんので、そこは省きます。

問二です。これまでの議論。県議会でも随分とこの種の議論が行われてきました。教員の多忙化対策ということは、やはり多くの人たちの目につくんですね。議会の多くの人たちがこのことに接する機会が多くあったんだろうと思います。

そういうことで、議会でも随分議論が行われたと思うけれども、県議会で何回ぐらいこのような議論が行われておったのかということ。その議論の内容というのはどのようなものであったかということについて、先にお答えいただきたいと思います。

○藤木委員＝こうやって議会で二十数回にもわたる議論がされているケースというのは、もちろん、九州新幹線西九州ルートの問題であるとか、原発の問題であるとか、大きな巨額な費用がかかわる佐賀県にとっても大事件、そのようなことについて何回も何回もさまざまな会派、さまざまな人々、議員から質疑を受けるのはまさしくそのとおり。しかし、そういう国策にも絡むような大きな大きな事件でもない限りにおいて、これだけ多くの議会で議論されているケースもままないということは御理解していただきたい。県民の声を代表しているのは私たち議員であります。

それを受けて、僕は教員の多忙化対策として、これが解消しているような、進展しているようにはちょっと見受けられない、感じ取れないんですね。その進捗率が悪い理由というのは何かありますか。聞き方が変だけれども、その進捗が遅い理由が何なのかということについて改めてお伺いしたいと思います。なぜ進まないのか。

○藤木委員＝先ほどの好生館の事例じゃないですけども、議会でも多くの議論があって、マスコミも入って、今の理事長さん初めとする執行部の決断と決意、そして実行力ということだったわけですね。それが今日の成果に結びついている一方で、さて、教育庁はどうかというような話にやっぱりなるわけですね。教育庁というのは教育長ではなくて教育委員会、教育庁ということですけどね。

改めて多忙化の実態ということについて、どのような状況に今あっているのかということについてお伺いしますが、まず、その個別具体的に教員が何名おられるのかということについて、数千名おられると思うんですけども、その実態調査、まず実態調査ということが行われているのかいないのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝先に進みますが、統一した学校現場などの業務計画について話をするわけですから、先ほどの教職員課長の答弁は、結果的に学校にお任せいたしておりますということなんだろうと思います。統一的な調査が必要です。今ごる言うんじゃ遅いんですけども、もっと前に僕が言っとくべき



だったな。

統一的な調査が必要です。同じ項目で、全先生に対して時間外勤務の実態がどういうことになっているのかを問一から問十まで、問二十まで、その項目を同じくして、伊万里でどうだった、唐津でどうだった、県立でどうだった、市立でどうだった、町立でどうだったということ、我々が見て、きちんと明らかにわかるような調査のデータ、その結果を我々報告しなければなりません。何で二十四回、委員会も一般質問もそれだけの数の質疑があっているんだから。主要事項の中に挙がって説明するのは当然であります。改めてその統一的な調査、今、ここで伺いますが、行うのか行わないのか、行うべきであると思うがどうかということをお伺いします。

○藤木委員＝今回の質疑で、まずあなたの姿勢について私のほうから物を言わせていただきますが、教育庁全般にわたる話として、とりあえず、国の方向、文科省の意向が何なのか、文科省のガイドラインが、そういうような上の方針、文科省の担当の課長が誰だかわからないけれども、その課長の顔色を見て佐賀県の調査をするかしないかも、ガイドラインがあったからできるかもしれない。そういうものじゃない。

あなたの方のカウンターパートは私たち県議会です。県議会が県政の調査活動の過程の中で調査をせえと言っているわけです。あなたたちは、佐賀県の場合は佐賀県で決めるという今の知事がいて、今の県政があって、いろんなことを佐賀県独自の判断で今決めています。それは国策に絡む問題でもなんでもない。あなたの判断でおやりになればいい、必要なことだからです。それが後で学校現場の業務改善計画の中のスポーツの話、部活動の話もする、結果的にはスポーツ庁がと、こういう話。何にしても「国のガイドラインに沿って、国のガイドラインに沿って」では、佐賀県民の子弟をどう育てていくかというのを、我々県議会とあなたたちで考えて結論を出していくことです。もちろん、国の動向は参考にしなければなりません、構えとして我々は彼らの外部団体というか、下請の団体ではないと。下部団体ではないということをしかりと、どうしても調整せならんことがあるかもわからん。しかし、私たちは私たち独自の判断としてやるべきことをやっていくということであれば、随分と解決することは多くあるはず。それはさておきですけども。

日常の実態に即して私は伝えてほしいんだけど、先ほどの話、課長の話じゃないけれども、イエス・ノーでいいです。朝七時半から来て、帰りは四時半から部活があって、六時半まで部活をやって、あしたの準備、教材の準備等もやらにゃならんし、そういうようなこと一切合財ひっくるめて、教員と言われる、特に中学生の教員は、朝何時に来て夜何時ぐらいに帰っているものなんですかね。

○藤木委員＝一応、部活をしている場合は、小城市立三日月中学校の場合は完全下校時間が七時だということになっているわけなんだけれども、七時に教頭先生初めとして学校の先生たちは、七時には帰るということによるしいんですかね。

○藤木委員＝そこのところは後でもう少し、統一的な調査をやっていないから、手元にどういう実態なのかをここで答えることもできないんだろうと思うけれども、とりあえず七時までやっています。それから四時半から六時半まで部活をやって、六時半から七時の間に着がえてという話です。その四時半というのは、基本的に学校の先生が授業をやって、帰りのホームルームだなんだかんだが終わって四時半から部活で、その間、ずっと先生たちは、昔はそうじゃなかったけど、今はつきっきりでそこにいます。四時半から始まって、二時間やって六時半、そして七時、六時半から改めてあしたの授業の準備をする。それは三十分で終わるものなのか、一時間かかるものなのか、一時間半かかるものなのかということになるわけですね。

そうすると、七時半から、例えば、八時から八時までだと十二時間、八時から七時までだと十一時間、一日の勤務時数が八時間ということであれば、毎日その方たちは四時間の残業が余儀なくされているということになります。県庁さんや好生館、看護師スタッフみんな労働基準監督署というか、残業には手当、人の社会的活動には費用がかかる。賃金がいただけます。しかし、学校の先生には、その特例において、特別措置法において、確かに四％は加算されているというけれども、時間外手当は

一切出ないと、出しませんと。そのかわり、時間外手当が必要とされるような業務は命令しませんと、こういう約束を私たちはしているわけです。

今の実態からすると、一日四時間、それが年に何日あるのかということです。二百日あれば、掛けると幾らぐらいの本当は残業手当をもらわなければならないものをもらわずにいるのかということも、ちょちょっと計算すれば、実態がはっきりすればわかってくることであります。

改めて多忙化の原因について伺います。何が原因かということです。

○藤木委員＝構造的に時間外勤務を命じないと言いながらも、命じはしないけれども、結果的には時間外勤務を余儀なくされている実態ということが、本格的に実態調査を行われていないけれども、今の課長の答弁の中にもしっかりとやっぱり理解ができるところであります。だから、ここで質疑を何十回とやっているわけでありませぬ。

その中で、あなた方はこの資料によると、平成二十九年の九月に策定、三十年の十月に改定した「学校現場の業務改善計画」なるペーパーがあります。その中に目標として三年後には、今は月間で五十七時間四十五分、約五十八時間時間外勤務をやっているということを三年後には月四十五時間以下とすると、平成二十九年九月に決めたわけですね。もう二年ちょっとたつわけですけどね。

だから、そのペーパーの中でのことについていろいろお話をお伺いしますが、まず、長時間労働の解消ということで、時間外勤務の実態を把握し、必要に応じて対策を講じると、県教育委員会は取り組む計画を立てております。しかし、先ほどの答弁では、統一的な調査を行っていないということでした。学校が行う取り組みにしても、管理職は教職員の在勤時間等の実態を正確に把握するというようなことがここに書いておられますが、この点について、正確に把握されているということで理解してよろしいでしょうか。

○藤木委員＝じゃ、結論から言うと、この五十七時間四十五分、三年後には約五十八時間が月四十五時間以下にということでしたから、令和二年……（「済みません、これは県立中学校の数字です、ここに載っているのはですね」と呼ぶ者あり）ああ、県立中学校か。前倒して達成したということではないかな。（「一番このとき多かったので、これをここまで持っていくという意味で五十七時間、前置きとして、県立中学校はというふうに」と呼ぶ者あり）

○藤木委員＝いや、いいです。

○藤木委員＝僕は前倒して実現したかのように誤解をしました。だけど、話はよく理解できました。

そこで、次に、ここに書いてある業務改善と環境整備に向けた取り組みということの短い幾つかです。頑張ったその成果を答えていただきたい。

それは学校を対象とする照会または会議を厳選すると決めています。また、教員を対象とした研修を精選し適正化を推進する、研修を減らす、会議を厳選する、減らす、学校行事や会議の精選、効率化に努めるなんて計画の中にうたっていますけれども、実際、計画前と計画後がどのようになっているのか、その経過を見たいと思います。教えてください。

○藤木委員＝なかなか頑張っておられることは、途中で何となくよくわかりました。ただ、文化祭と体育祭が学校の先生の多忙化対策のために、楽しみだった体育祭が隔年になっちゃうという話を聞いて、それを先駆的にすばらしい事例として佐賀県中に普及伝播されると、保護者としても残念な思いもするので、そこは行き過ぎないように、またひとつよろしく要望しておきたいと思っております。

それでは、もう時間も押していますので、続いて、運動部活動のあり方、ここの中における、ここは核心なんだと思うんだけど、三番目のより適正な部活動のあり方ということについて、教育委員会が行う取り組み、学校が行う取り組みというものが事例として、こういうふうになりますと計画が出ています。そのペーパーが改めて「佐賀県運動部活動あり方に関する方針」というペーパーが出ています。これに沿って幾つかお伺いします。

まず、運動部活動の学校教育における位置づけについてです。

まず私の基本的な問題意識ですけど、現行の学習指導要領では運動部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえて部活動は学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することが明確に示されている。学校教育の一環としてですね。

その中で、ア、イ、ウ、エとあるんだけど、イの中に学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を資することから、本県中学生の生きる力を育む大きな原動力となっているという文言が見当たります。部活を頑張って頑張って頑張れば、結果的に学習意欲の向上というふうなことにつながるのかつながらないのか、この方針にもしっかりつながると書いてある。ここが非常に大きな欺瞞となっているので、事を難しくさせているんだと思いますね。本当に部活動を一生懸命頑張って頑張って技術の錬磨、それは頑張れば頑張るほど優勝に近くなるかもしれない。何かの記録を更新することにつながるかもしれない。しかし、そのことは結果的に学習意欲の向上に資することにつながると書いてあるけど、その点どうでしょうか。

○藤木委員＝答弁する者が教育長しかいなかったということ自体が問題だと思うけれども、その答弁自体も無理無理感がちょっと。やっぱり部活動を頑張ったら眠くなるわけで、学習意欲は後退します。部活動を一生懸命頑張ればおなかが減って、食欲は増進しますけれども、食欲が増進しておなかいっぱい食べたら、もう眠くなって、ほかの趣味というか、SNSだとかゲーム、テレビだとかも見なくなるし、体を弛緩させたくります。もうそんな部活動で集中した技術の錬磨のために頑張った体、思考、能力、そういうことはおうちに帰ったらゆっくりなりたくなる、眠くなる、当然のことですね。そういう実態からこの方針ができていくのではなく、僕にとっては責任感や連帯感の涵養だとか人間性の向上に資するということについて書くのは当然なんだろうけれども、それはそうなんだろうけど、学習意欲の向上とここに書くのは、私は実態を正確に把握した方針計画ではないということ、まず指摘しておきたいと思います。

また、その美辞麗句が結果的に給与も与えないくせに—与えないくせにというのも変だけど、時間外勤務なんですね。要するに、部活動を幾ら頑張っても、これは学校教育の一環なのにもかかわらず、時間外勤務で私は命じていませんと言いながら、学校教育の一環ですからと、非常に自己矛盾した形に方針としてなっていることも改めてつけ加えさせていただきます。

その中で、随分端折って、この中にはいっぱい書いていますよ。適切な運営のための体制整備のところについても、あなたたちは指導運営にかかわる体制の構築、学校の設置者は教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に運動部活動を実施できるように、必要に応じて部活動の指導員の活用をするよう努めるであるとか、校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握して生徒が安全にスポーツ活動を行い。この「生徒が安全にスポーツ活動を行い」と書いてあるから、途中中抜けできない、ちゃんと安全確認のために四時半から六時半までちゃんとおらなならん。こう書いていなければ、途中で採点したり、生徒たちに部活動を任せて先生は中抜けして採点したり、いろんな業務ができるんだろうけど、ここにこう書いてあるから、中抜けもできない。そして、中抜けもできないから、部活が終わってからその業務を改めて開始する、これが時間外勤務の部活動の先生の実態。おうちに早い時間に帰ってこない、適正時間帰ってこれない構造そのものになっていますね。そこでもあなたたち、ちゃんと書いていますよ。教師の負担が過度とならないよう、適宜指導、是正を行うと。

また、合理的で効果的な活動の推進という項目の中にも、学校の設置者及び校長は運動部活動が勝利至上主義の意識、価値観による行き過ぎたものにならないように配慮する、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解しと、こう書いてある。ということ踏まえて、部活動を一生懸命やるということになると、生徒が安全にスポーツ活動を行うということが前提だから中抜けができない以上、ずっとつきっきりでそこにいるということにつながるわけですから、結果的に、部活動を頑張れば頑張るほど先生たちもそれ以上に結果的に頑張らざるを得ないという構造になっていることを改めてここで言うておきます。

そこで、適切な休養日の設定と私はここで言いたい最大の話がここで始まります。短い話、活動時間を平日は長くとも二時間ということ。休業日は長くとも三時間ということ。これは、午後から三時間、午前中三時間、それはあろうかと思う。しかし、平日の一般教員が時間外ではない給与が発生する業務において、時間外勤務を命じない立ち位置において、しかし、学校教育の一環として部活動の顧問を頑張ってくださいねとボランティアを要請する側として、長くとも二時間とここに書いてあるんだけれども、本県においては何時間、長くとも二時間、本県においては何時間学校の先生は部活動業務に従事されているのかということについてお伺いします。

○藤木委員＝複数顧問ということについて、私も至って賛成です。僕はその先にある人生百年時代というわけではないんだけれども、教員の方も卒業されて、現実にはいろんなところで働かれている方たちもおられるかもわからないけど、基本的にはやっぱり定年を過ぎて、自宅で老後の準備ないしは老後として暮らされている方たちが多くあるように、私はそういう思いでなりません。あなた方はこの計画の中で、学校の設置者は教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるように、必要に応じて部活動指導員を活用するように努めると書いているわけよ。この担い手とは誰か、教員のOBです。

バスケットの顧問を六十歳までしました。定年退職になりました。まだまだ元気ですね。でも、その方にはもう正規の学校の先生としての業務はありません。六十三、六十四、再雇用で六十五までいたとして、まだまだ元気です。実際、自分がバレーをやるわけでも、バスケットをやるわけでも、剣道やるわけでもないわけですから。彼らのマンパワーをこの部活動の指導員として活用するという道が、やっぱりスポーツを通じた生きがいづくりであるし、スポーツの振興、または体力づくり、学校の先生自体の体力づくりでもあるし、生きがいづくりでもあるし、スポーツの指導や現役の学校の先生の多忙化対策に資する大きな道かと私は思っているの、このことについては将来的に大きな人的な資源だと、みずからが人的な資源であるということをよく理解をしていただきたい。

この点について、教育長、今の私の思いについてどのようにお考えになるのか御所見をお伺いしたいと思います。

○藤木委員＝それでは、もうそろそろ最後ですが、いずれにしても、先ほどの教員のOBの利活用策、マンパワーとしての利活用策、そして、顧問の複数化等は意外と決定的な解決策に資するのかわかりませんね。そのことは本当に頭の中にとりか、組織としてよく認識し、検討していただきたいというふうに思います。

ただ、現行においては、そうっていないところばかりです。完全下校時間が七時、今は夏だからですね。子供たちの側に立っても、七時に部活が終われば、帰ってくるのは七時四十五分ということになる。先生たちは何時になるだろう。その先生も母親であったり妻であったり夫であったりということになるわけでございます。その人の家庭の食事の時間は何時かということにやっぱりつながっていくわけですね。ほかはそうでもないのに、またにはそういうことある。しかし、部活をやっている限りにおいて、恒常的にそうだとすることであれば、時間外勤務を命じない立ち位置として、ボランティアでやっていただく、学校教育の一環としてというにはやっぱりやり過ぎだと。二時間は長いです。一時間半程度にとどめおくが妥当かと私は思っています。

いずれにしても、長くとも二時間と決めているわけですから、しっかりと適正な時間、水準は長くとも短くともじゃなくて、この時間程度にとどめおきましょうというふうに決めるのが正解だし、夏場になると、子供が帰ってくるのが七時半だったり八時だったりということじゃまずいので、何時であったにしても、ちゃんと六時半には自宅に帰宅されるし、奥さんとしての学校の先生も、旦那さんとしての学校の先生も、何やかんや言うても七時、七時半にはちゃんと帰ってくるということにすることが多忙化対策の現象面における結果です。ということをもとめて、長くなりましたけれども、最後に教員における多忙化の抜本的な解消、働き方改革の実現に向けた教育長の決意をお伺いしたいと思います。しっかりと答弁を求めたいと思いますので、よろしくお祈りします。

○藤木委員＝もうこれで最後の質問ではございませんが、まず、今後の業務改善計画の進捗状況をきちんと県民全体で、県議会で、また、県教育委員会で、しっかり市町もひっくるめて、市町立、県立だったり、その小・中・高全部の業務の内容の多忙化対策、業務改善計画の進捗をきちんとみんなで確認をしながら、事態を進めていく、納得をしていく、感謝をしていく。

問題点として、実際に教育の一環と言いながら、時間外労働となって無給で働かされている人たちがいる。それがまた学習意欲の向上に本当の、あなた方のお仕事は、学力向上対策、本旨は学力の向上であると言いながら、結果的に学習意欲の向上や学力の向上につながっていない。三番目には過剰な部活動が部活動顧問の先生や一部の保護者の受忍の限度を超える、そういう犠牲の上に成り立っていないかという自省が必要だということです。そしてまた、その結果、時間をそうやって奪うことが結果的に子供クラブ等の活動や地域行事、また、家庭での暮らし等、そういう家庭での教育等を阻害する原因になってやしないかということもひっくるめて、多忙化対策というのは学校における業務のあり方に関する改革そのものでもあるということであるので、今、教育長がお話いただいた正義感に燃える、本当に職業倫理観や意欲に燃える人たちを私たちは本当に心から望んではいるが、それは適正な水準でそうすることが全体のバランスをよくすることにもつながると、こうかたく信じて、業務の改善を進捗させていただきたいと強く願って、私の委員会の質疑の一切を終了したいと思いません。

以上、終わります。